

平成28年12月15日施行

13時00分 締切
即時開札

立木公売の公告
第6回

別紙「公売公告」のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますから、添付の入札条件も併せて参照のうえ入札にご参加ください。



岩手南部森林管理署

住所 〒023-0853

岩手県奥州市水沢区東上野町12番17号

電話 050-3160-5920

// 0197-24-2131

FAX 0197-25-6942

立木公売の公告

(第6回)

1. 入札及び開札の日時

平成28年12月15日 13時受付開始 13時30分締切、即時開札

2. 入札及び開札の場所

岩手南部森林管理署 入札場

3. 現地案内

別紙日程表のとおり

3. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。
- (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札当日の13時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
- (2) 送付先は次のとおり
郵便番号 023-0853
住所 岩手県奥州市水沢区東上野町12番17号
宛名 岩手南部森林管理署長
(入札書在中と朱書きしてください。)
- (3) 郵便入札の場合は、不落の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限

落札決定の日から起算して、20日以内とします。

7. 代金の納入期限

契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより0.88%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(但し、第1号から第5号、7号物件の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙共通特記事項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県奥州市水沢区東上野町12番17号

岩手南部森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 電話番号 050-3160-5920

0197-24-2131

平成28年12月5日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署長 池田 敏

入札条件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、一般競争参加資格通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2 資格認定

(1) 入札参加者は、一般競争参加資格決定通知書あるいは、一般競争参加有資格証明証を持参の上、受付に提示し確認を受けてください。

(2) 入札参加者が代理人によるときは、委任状を提出し代理人本人であることを証明する自動車運転免許証等を提示し確認を受けてください。

(3) 入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3 売払物件の熟覧等

別紙1の公売物件一覧表のとおりです。契約書案を参照し、現地熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物熟覧はできませんので、物件内訳書によって入札してください。

4 入札の方法

(1) 入札は、売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) 入札箱に入れた入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

5 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2人以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理できません。また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできません。

6 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取り消し又は、入札参加資格決

定通知書を交付しないことがあります。

8 無効な入札

(1) 競争参加資格不適格者が入札したもの。

(2) 入札参加資格のない者又は、入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。

(3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。

(4) 署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は、記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いづれもないもの。

(5) 単価で入札したもの。

(6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いづれもないもの。

9 契約の成立

契約は、契約書を作成し、分任契約担当官が契約の相手方と共に記名押印したときに成立します。

10 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備え付けておりますので閲覧ください。

11 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取ってください。

12 入札書には、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13 入札に際し、誤って消費税を加算した金額を記入し入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記したとしてもまた、このことに気付き開札以前に訂正又は、取り消しの申し出があったとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものとみなし、誤りの訂正、取り消しは認めません。

14 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税8%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に当該金額の消費税額8%を加算した総金額の5%以上の保証金又は、当該保証金以上の担保の提供を要します。

16 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 前述の、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

物件共通特記事項

1. 物件が分収造林、分収育林による収益分収対象林分である場合、買受人は国の分収に係わる代金納付については、国の発行する納入告知書により、また分収林に係る代金納付については、契約後提示する方法により、分収権者へ直接納付してください。
2. 買受人は、伐採した立木の残材および末木枝条等を沢縁に放置しないでください。
3. 買受人は、沢および沢縁を集材する必要を生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講じてください。
4. 買受人は、運材にあたっては、道破損防止および車両運行安全確保のため、当署長の指示に従ってください。
5. 公道の使用に当たって、公道の占用許可等の手続きが必要な場合は買受人において必要な手続きを行ってください。
6. 土場敷ならびに道路沿線には、立木の残材および末木枝条等を散乱放置することなく、買受人は搬出期間内に跡地を整理してください。
7. 買受人が作設する搬出路および土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落および流出しないよう必要な措置を講じてください。なお、その使用を完了したときに当署長が原状に回復する必要があると認めた場合は、買受人は原状回復に努めてください。
8. 買受人は、官民地界を集材する必要が生じた場合は、境界標識の毀損をしないよう細心の注意を払ってください。なお、境界標識等を毀損した場合は、買受人において原状に回復してください。
9. 物件および物件の周囲の国有林が保安林または砂防指定地に指定されている場合は、保安林内の土地の形質変更行為（搬出路及び土場の作設等）、物件区域外の支障木の伐採には県知事の同意が必要となります。土地の形質変更及び区域外の支障木が生じる場合は、あらかじめ当該担当区森林官と打ち合わせの上、国有保安林内の作業仕組計画書を当該担当区森林官に提出してください。なお、提出された作業仕組計画書をもって当署において県知事と協議を行い、同意があり次第買受人あて通知文書を発出しますので、通知文書の受領後に作業に着手してください。
10. 物件にアカマツがある場合については、岩手県の「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（別紙2）を守ってください。
11. 買受人は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業等々に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、当該担当区森林官に報告するとともに、当署長の指示に従ってください。
12. 物件に隣接して、または、近傍に別の売払い物件（後に売り払われる物件を含む）があり、同一時期に同一の搬出・土場敷等の使用があるような場合、買受人は当該物件買受人と協議のうえ、作業について円滑な実施に努めてください。同様に当署発注の事業があり、土地の使用について調整が必要な場合にも、当該事業請負者または監督員と協議のうえ、作業について円滑な実施に努めてください。

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

岩手南部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積(m3)					延納	搬出 期間
								スギ (一般材)	アカマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1	前田山国有林 6う5	分収造林	皆伐	3.30	40	アカマツ外	3,446		49.84	110.56	132.77	293.17	民収分のみ 認めません	36ヶ月
2	東前川山国有林 51わ3	分収造林	皆伐	4.55	46	スギ外	7,395	859.59	169.46	233.54	420.94	1,683.53	民収分のみ 認めません	36ヶ月
3	東前川山国有林 52れ	分収造林	皆伐	4.82	46	スギ外	7,389	538.58	57.31	83.33	441.26	1,120.48	民収分のみ 認めません	48ヶ月
4	東前川山国有林 52わ	分収造林	皆伐	5.40	48	スギ外	13,300	312.93	3.53	487.61	484.86	1,288.93	民収分のみ 認めません	48ヶ月
5	東前川山国有林 52よ	分収造林	皆伐	3.55	49	スギ外	9,893	101.29	6.32	297.52	319.29	724.42	民収分のみ 認めません	48ヶ月
(6)	長橋国有林 1104ろ1、ろ2 1105い2 (林業専用道支障木)	国有林	皆伐	0.68	48~51	スギ外	760	95.31	10.68	35.23	11.42	152.64		12ヶ月
(7)	長橋国有林 1104に (林業専用道支障木)	分収造林	皆伐	0.43	50	スギ外	503	83.83	4.77	11.92	1.90	102.42	民収分のみ 認めません	12ヶ月
合計				22.73			42,686	1,991.53	301.91	1,259.71	1,812.44	5,365.59		

※物件番号の括弧書きは再出品物件である。

現 地 案 内

現地案内を下記日程により行いますからご参集ください。

記

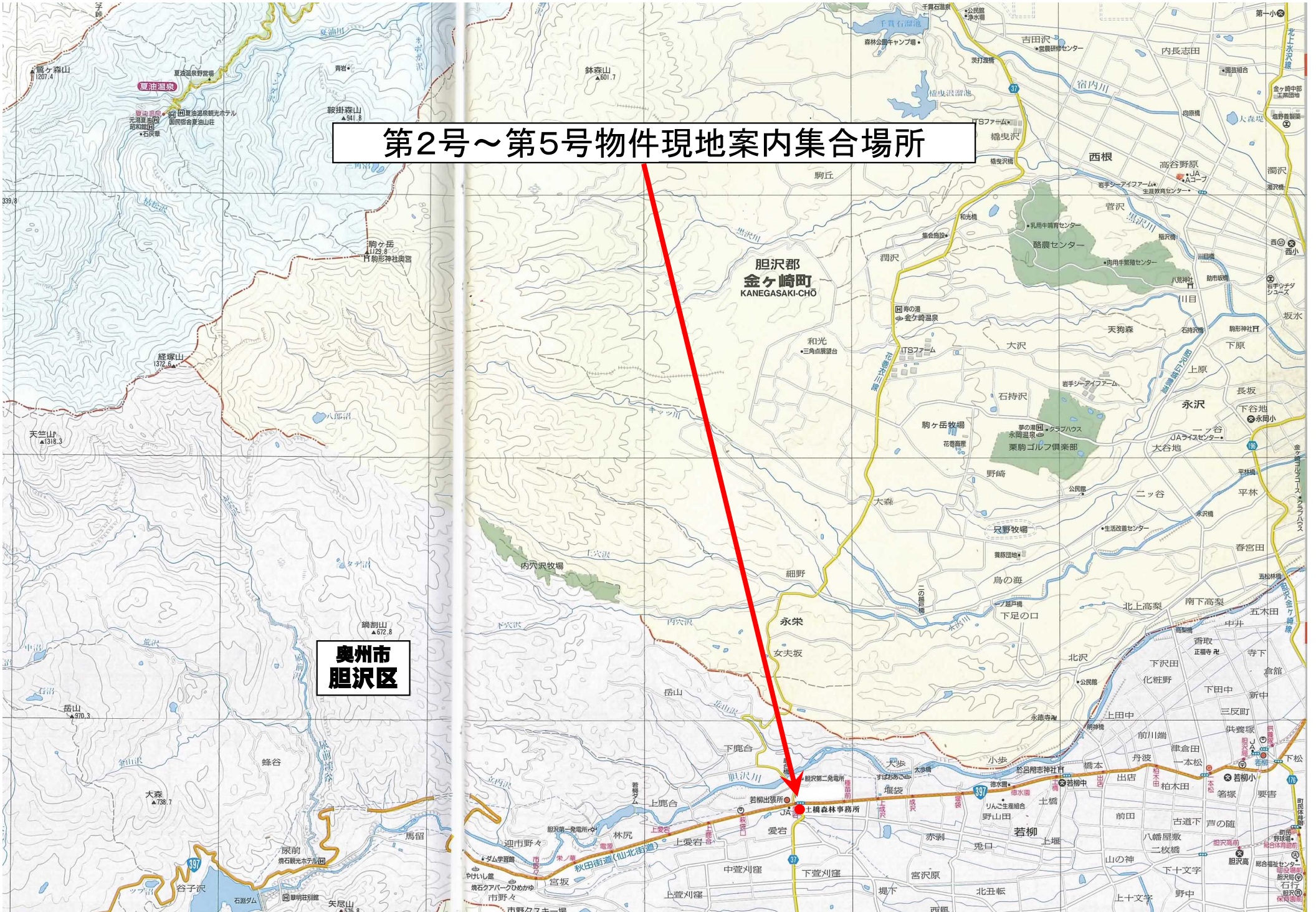
売払番号	案 内 日	集合場所・時刻	案 内 者
第 1 号	平成28年12月7日 (水)	岩手南部森林管理署 午前 9 時	首席森林官 (金ヶ崎・愛宕担当区) 電話 0197-41-8008
第 2 号～第 5 号	平成28年12月7日 (水)	土橋森林事務所 午後 1 3 時 3 0 分	首席森林官 (土橋・衣川担当区) 電話 0197-41-8008
第 6 号～第 7 号	平成28年12月8日 (木)	西和賀町沢内庁舎 午前 1 0 時 0 0 分	首席森林官 (新町・川舟担当区) 電話 0197-82-3132
お問い合わせ	岩手南部森林管理署 業務グループ 経営担当 (電話 050-3160-5920)		

第2号～第5号物件現地案内集合場所

奥州市
胆沢区

胆沢郡
金ヶ崎町
KANEGASAKI-CHŌ

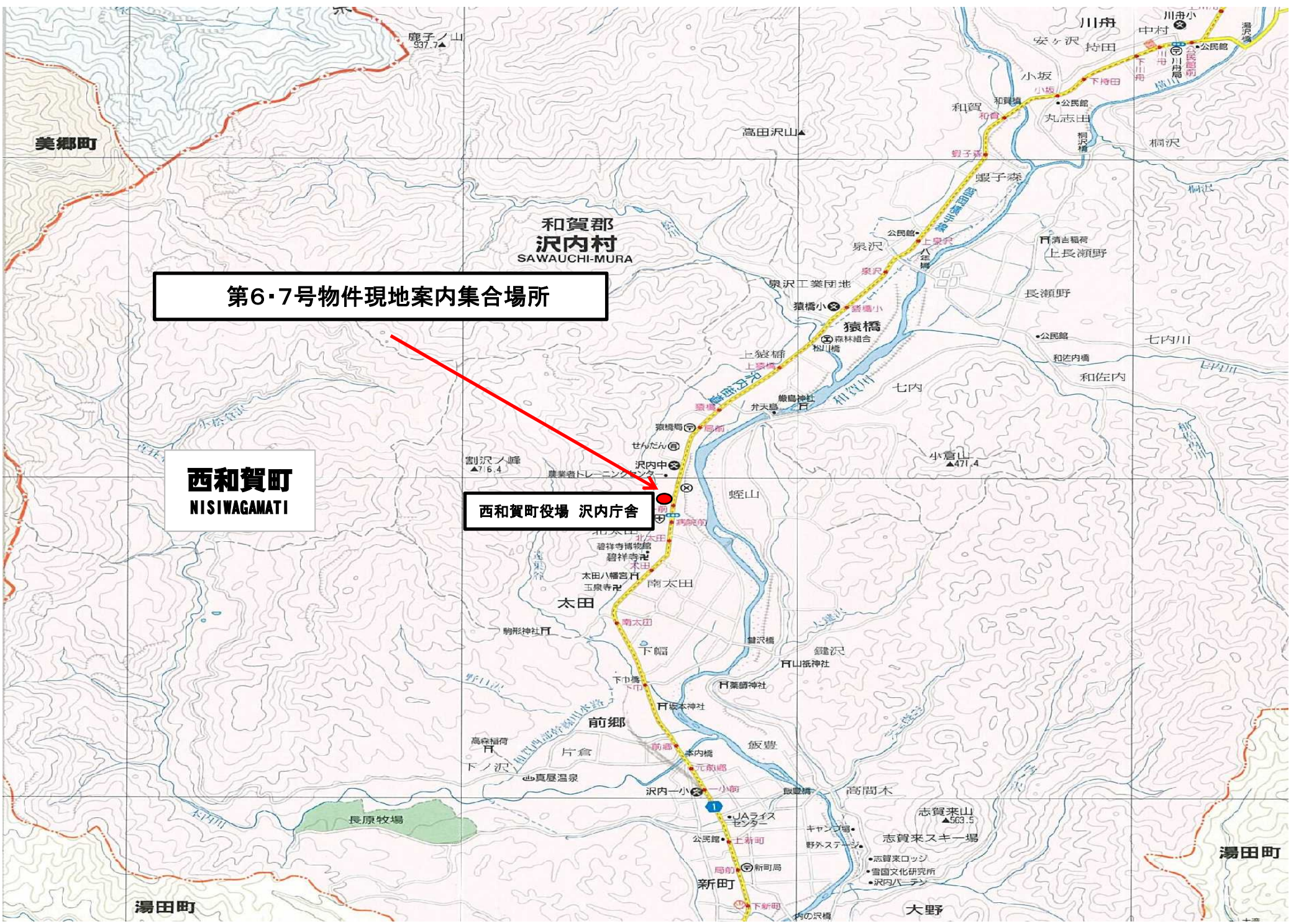
若柳出張所
JA
土橋森林事務所



第6・7号物件現地案内集合場所

西和賀町
NISIWAGAMATI

西和賀町役場 沢内庁舎



松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布をなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m 以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m 未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m 以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

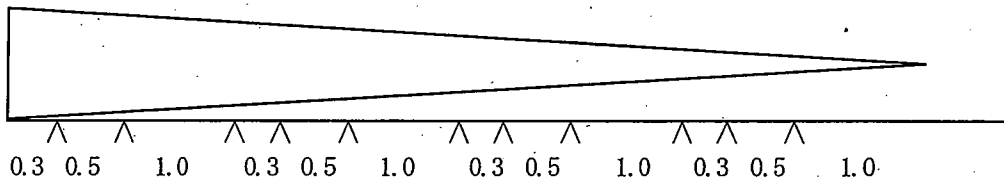
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名				担当者名									
林況・地況	所在地			事業区、林小班									
	樹種	林齢	年	平均胸高直径	cm	平均樹高	m						
	方位	標高	m	備考									
調 査 結 果													
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材			
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数		
年 月 日		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												
年 月 日	No.1 No.2 計												
0 寄生なし + 1匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数		注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは半別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)									

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。